○東北地方整備局告示第二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年三月九日

東北地方整備局長　稲田　雅裕

第１　起業者の名称　秋田県

第２　事業の種類　県道大曲横手線改築工事（静町工区）

第３　起業地

１　収用の部分　秋田県横手市静町字払小屋、字赤口及び字長田並びに八幡字十二柳及び字下長田地内

２　使用の部分　秋田県横手市静町字赤口及び字長田並びに八幡字十二柳地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県横手市静町字払小屋地内から同市八幡字下長田地内までの延長344ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大曲横手線改築工事（静町工区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道大曲横手線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により秋田県知事が県道に認定した路線であり、起業者である秋田県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により秋田県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、秋田県大仙市を起点として同県横手市に至る延長約17.7㎞の幹線道路である。

本路線は、東北横断自動車道釜石秋田線（秋田自動車道）（以下「秋田自動車道」という。）の北東側を併走するように秋田県の仙北地域と平鹿地域を縦貫する幹線道路であり、本路線が連絡する横手市は秋田県内で２番目に人口が多く、市内では一般国道13号と一般国道107号が交差し、横手ジャンクションを介して湯沢横手

道路が秋田自動車道と交差するなど交通の要衝としての機能も擁することから、近隣主要都市との通勤通学者が相互に多い状況にあり、それらの利用による生活交通を支えるなど、沿線地域において重要な役割を担う路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年条例第82号。以下「県道構造条例」という。）に定める車道幅員を満足しない狭小な道路であり、曲線部でかつ右折車線が設置されていない交差点を含むため、滞留した右折車両を避けて通行する際や車両同士がすれ違う際に減速を余儀なくされることから交通事故が発生しているほか、全線にわたり歩道が狭小であり、自転車歩行者道が設置されていないなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を備えた道路及び自転車歩行者道が整備されるため、車両同士がすれ違う際の支障が解消されるとともに、自転車の通行が自動車交通から分離されるなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和３年10月に任意で大気質、騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道拡幅方式により県道構造条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を整備する事業であり、その事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルート等については、既に改良が完了している前後区間との線形の連続性、現道の西側に平行する国営かんがい排水事業の用水路の位置等を考慮し、未整備区間である現道を東側に拡幅することにより必要な車道幅員と自転車歩行者道を備えた道路を整備する計画とされており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件事業の事業計画は合理的であると認

められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員が狭小であり、自転車歩行者道も整備されていないため、自動車及び歩行者等の通行に支障をきたしていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、横手市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県横手市役所